

## 第3次さぬき市男女共同参画プラン意識調査業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

さぬき市では、平成31年3月に「第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」という基本理念を定め、男女共同参画に関する様々な取組を推進してきたところである。本プロポーザルは、令和6年度に「第3次さぬき市男女共同参画プラン」を策定するに当たり、男女共同参画に関する市民等の意識調査や分析等を行う事業者の選定手続について必要な事項を定める。

なお、本業務の実施に当たっては、国や香川県、県内市町等の施策、関連法令の動向、本市の概要や社会経済的特性等を踏まえ、市の男女共同参画の取組に関する現状と課題を詳細に分析することが要求されるなど、高い専門知識が必要とされることから、公募型プロポーザル方式により契約を締結する候補者を選定するものである。

### 2 募集の概要

#### (1) 業務名

第3次さぬき市男女共同参画プラン意識調査業務

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日までとする。

#### (3) 業務内容

別紙「第3次さぬき市男女共同参画プラン意識調査業務委託仕様書」（以下、「業務委託仕様書」という。）による。

#### (4) 業務委託限度額

2,970,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

### 3 スケジュール

	項目	日程	備考
1	公募開始（告示）	令和4年4月1日（金）から	必要事項は、市ホームページからダウンロードすること。
2	参加表明書等の提出	令和4年4月5日（火）から 令和4年4月13日（水） 午後5時まで	持参又は郵送により提出すること。（郵送は必着に限る。）
3	質問の受付	令和4年4月5日（火）から 令和4年4月13日（水） 午後5時まで	質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。
4	質問に対する回答	令和4年4月15日（金） 正午までに回答	辞退者を除く参加表明者に電子メールで回答する。
5	参加資格確認結果の通知	令和4年4月15日（金）	辞退者を除く参加表明者に発送する。
6	提案書等の提出	令和4年4月18日（月）から 令和4年4月22日（金） 午後5時まで	持参により提出すること。
7	審査 （プレゼンテーション）	令和4年4月28日（木）	詳細は、参加資格確認結果と併せて各提案事業者へ通知する。
8	審査結果の通知	令和4年5月10日（火）	審査結果は、各提案事業者へ通知する。

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) さぬき市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和4年4月5日現在において、国又は地方公共団体との契約に関し、指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、この限りではない。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を、第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業所でないこと。また、特定の公職者又は政党を推進、支持、反対することを目的とした事業所でないこと。

(6) 各事業所の所在する市町村税の滞納がないこと。

(7) さぬき市内に事務所・事業所を有する場合は、さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)による届出がなされていること。

(8) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、適正に実施できること。(過去5年以内に、本市(人口約46,000人)と同規模以上の四国内の地方公共団体において男女共同参画プラン関連の計画策定業務を行った実績を有すること。)

※アンケート調査等、基礎調査のみの業務は、実績として認めない。

(9) 本業務においては市民アンケート調査を実施するため、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、JISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)もしくはJISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録をしていること。

## 5 参加表明等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。なお、各様式等については、さぬき市ホームページからダウンロードすること。

### (1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	参加表明書(様式1)	契約時に使用する印鑑を押印すること。
2	会社概要書(様式2)	所在地、業務内容、資本金、社員数等が分かる書類(会社パンフレット等)を添付すること。
3	履歴事項全部証明書又は写し	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後3か月を超えないもの)であること。
4	情報セキュリティに関し4(9)を証明するもの(写し)	
5	市町村税に滞納がないことが	事業所所在市町村が発行する直近の年度のもので

分かる書類	あり、令和3年4月1日以降に発行されたものであること。
-------	-----------------------------

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和4年4月5日（火）午前9時から

令和5年4月13日（水）午後5時まで

(4) 提出先及び方法

「12 担当部署」への持参又は郵送

※郵送は令和4年4月13日（水）午後5時必着とし、配達証明等、配達されたことが確認できるものに限る。

(5) 提出書類に関する留意事項

ア 提出期限後の提出書類の変更は原則認めない。ただし、組織変更等やむを得ない場合の変更については認めるものとする。

イ 提出期限内に書類を提出できなかった場合は失格とする。

ウ 参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式6）を提出すること。

6 提案書等の提出

参加申込書等を提出した者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	提案書表紙（様式3）	
2	企画提案書（任意様式）	企画提案全体の取組方針、業務に対する考え方、業務フローやスケジュール管理、計画書の構成等について記載すること。また、貴社の特色や貴社における女性活躍の状況及び取組（環境整備等）について記述すること。
3	業務実施体制（任意様式）	業務を実施する組織体制や配置人員、主担当者の経歴等について記載すること。
4	業務実績（任意様式）	過去10年間における他団体での男女共同参画プラン関連の策定実績及びさぬき市での各種計画の策定実績について記載すること。
5	見積書及び見積内訳書	業務委託仕様書に関する全ての要求要件を満たす

	(任意様式)	ために必要となる経費について、積算根拠(内訳等)が判別できるよう費目ごとに記載すること。なお、見積金額については税抜で記載すること。
6	第3次男女共同参画プラン策定支援に関する参考提案書(任意様式)並びに見積書及び見積内訳書(任意様式)	<p>市民意識調査業務を踏まえて令和5年度に実施する第3次男女共同参画プラン策定支援業務について、別添仕様書((参考提案用)第3次さぬき市男女共同参画プラン策定支援業務委託仕様書)に従い、次の3点を含む参考提案書並びに見積書及び見積内訳書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女共同参画プラン策定支援に関する企画提案書</li> <li>2. 作業スケジュール</li> <li>3. 参考提案に関する見積書及び見積内訳書</li> </ol> <p>■策定支援として想定される業務内容(予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①第3次男女共同参画プラン(案)の作成 前プランの検証作業を補助し、市民意識調査結果等を踏まえて、主要課題を精査し、第3次男女共同参画プラン(案)を作成する。</li> <li>②男女共同参画プランに関する市民からの意見聴取の補助 令和5年度に実施する市民意識調査以外の方法での意見聴取(例:ワークショップ等)の実施を支援する。</li> <li>③第3次男女共同参画プラン計画書及び概要版の作成 男女共同参画推進協議会等の検討結果を踏まえ、第3次男女共同参画プラン(案)の修正作業を行うとともに、印刷用の第3次男女共同参画プラン計画書及び概要版を作成する。</li> </ol>
7	プレゼンテーション出席報告書(様式4)	

(2) 提出部数

7部(正本1部、副本6部) ※副本は複写可。

(3) 提出期間

令和4年4月18日(月)午前9時から

令和4年4月22日（金）午後5時まで

(4) 提出先及び方法

「12 担当部署」への持参 ※郵送は不可。

(5) 留意事項

ア 提案書等の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出書類は、A4版・縦とし、目次及び頁番号を付けること。

ただし、資料の作成上A3版の方が確認しやすい場合に限り、A3版を認める。

ウ 提出書類は、ファイル（A4-S）に綴じ、ファイル表紙に業務名・提案事業者名・提出日、背表紙に提案事業者名を記載し、上記表中の項目ごとにインデックスを付けること。

(6) その他

ア 本市はプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことが出来るものとする。

イ 業務委託仕様書に記載のない事項であっても、提案事業者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記述すること。

ウ 本市が必要と認め、追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。

エ 提案事業者から提出された提案書等について、提案事業者の同意を得た場合を除き公表しない。

7 質問受付及び回答

提案書等の提出について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和4年4月5日（火）午前9時から

令和4年4月13日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（様式5）に記入し、「12 担当部署」に電子メールで提出すること。なお、送信後に電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答は、令和4年4月15日（金）正午までに電子メールで送信する。なお、受信後に、受信確認のためメールを返信すること。

(4) 質問及び回答内容の取扱

ア 提出された質問及び回答は、その内容及び質問者に関わらず、辞退者を除く参加表明者に送信する。ただし、質問内容が質問者の提案内容と

密接に関連する場合については、この限りではない。

イ 質問事項に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

ウ 提案書等の提出に関係しない質問、電話による質疑等は受付しない。

## 8 候補者の選定

候補者の選定は、さぬき市職員で構成する審査員が審査し、本業務に最も適していると認められる者を決定する。

### (1) 参加資格確認

提出された参加表明書等により参加資格確認を実施し、令和3年4月15日（金）付けで参加資格確認結果通知書を発送する。なお、同日にメールで発送を通知する。

### (2) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

提出された提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施する。

#### ア 審査日及び会場

令和4年4月28日（木）さぬき市役所 3階 301・302会議室  
詳細については、参加資格確認結果通知書と併せて通知する。

#### イ 実施時間

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分以内、準備・片付時間5分以内とし、合計40分以内で審査を実施する。

#### ウ 出席者

3名以内。なお、提案説明等は、本業務の主担当者が実施すること。

#### エ その他

- ・審査は個別に行い、非公開とする。
- ・審査の順番は、提案書等の受付順とする。
- ・プレゼンテーションに使用する機材等は、全て提案事業者で用意すること。スクリーン及びプロジェクターはさぬき市で準備するが、不具合が生じた場合に備え、プロジェクターを持参すること。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は、次表のとおりとする。

(単位：点)

評価項目	配点
業務内容	140
業務実績	40
見積価格	20
合計	200

(4) 審査結果

ア 審査において、最高得点を獲得した提案事業者を、本事業の候補者と選定する。なお、候補者に契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点順位者及びそれ以降の順位者を繰り上げにより新たに候補者として手続を行うものとする。

イ 審査結果は、令和4年5月10日（火）付けで書面により提案事業者全員に通知する。なお、審査内容については公表しない。

ウ 審査及び審査結果に関する問合せ等にはいかなるものにも応じない。

9 留意事項

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、本市からの要請があったものについては、この限りではない。
- (3) 提出書類には、市ホームページからダウンロードした指定の様式を使用すること。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案事業者に帰属するが、本プロポーザルにおいて必要がある場合には、市が事業者の承諾を得ずに提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに関する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (6) 参加表明書等の提出後又は提案書等の提出後に、参加を辞退することになった場合には、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式6）を提出すること。

10 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格の要件を満たしていない場合



- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等に定める事項に適合しないものがあった場合
- エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 正当な理由なく審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に応じなかった場合
- カ 見積金額が業務委託限度額を超過した場合
- キ 契約締結までの間に参加資格の要件を欠く事態が生じた場合

## 1 1 その他

- (1) 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出等に要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 契約に当たっては、候補者に選定された事業者と協議のうえで契約手続を行う。なお、契約金額は、当該事業者から提出された見積金額を超えない額とする。
- (3) 本プロポーザルは、契約を締結する候補者の選定を目的に実施するものであり、提案内容に沿って契約することを約束するものではない。
- (4) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 1 2 担当部署

さぬき市市民部人権推進課

所在地 〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

電話 087-894-9088 FAX 087-894-3000

電子メール [jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp](mailto:jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp)

※本件に関する問合せ・提出等の受付は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とする。